

建築士サポート体制(仮称)の 試行について



令和5年8月7日

岩手県県土整備部建築住宅課

国交省の方針

改正法の円滑施行【国交省】

○令和7(2025)年4月 全面施行予定

⇒円滑施行連絡会議(R4.11設置)

⇒政令、申請・審査マニュアル(R5)

■審査体制の充実

■施主・設計者・施工者に対する周知・技術力向上

■設計者等に対するサポート体制

地域ネットワークを活用したサポート体制



経過



日付	内容
5月11日	【国⇒県】建築士サポート体制の試行を県へ要請 《実施主体(受け入れ先)の検討》
5月15日	【県⇒国】サポート側(審査者)の教育(研修)機会の場を要請
5月18日	【県⇒事務所協会】サポート体制の試行概要説明と要請 《事務所協会内部で課題等整理し、受託に向けた協議》
5月30日	【事務所協会⇔国】課題等提示と国見解の整理
6月 5日	【事務所協会⇔県】引き受ける旨の連絡(電話)
7月11日	【国⇒県・事務所協会】契約書(案)の提示 《契約書案の課題整理中》
...	
8月 7日	本日 事例紹介

実施主体の検討



- ・優先順位を決め、順次要請

実施主体(案)	検討内容	優先
(一社)岩手県建築士事務所協会 ※岩手県地域型復興住宅推進協議会の事務局	・岩手県建築設計サポートセンターを開設(H21.2～) ⇒建築士事務所等に対する各種相談体制を整備 ・省エネルギー設計・施工技術者を育成(H25～) ⇒構造計算や省エネ計算に優れた建築士を把握 ■既にサポート体制への下地が整っている	1
(一社)岩手県建築士会	・構造計算や省エネ計算に優れた建築士を把握	2
指定確認検査機関 (一財)岩手県建築住宅センター	・本来業務との関連性を整備する必要がある。	3
県の直営	・サポート員への報酬予算の確保難、県職員がサポート員とした場合のマンパワー不足	4

経過



日付	内容
5月11日	【国⇒県】建築士サポート体制の試行を県へ要請 《実施主体(受け入れ先)の検討》
5月15日	【県⇒国】サポート側(審査者)の教育(研修)機会の場を要請
5月18日	【県⇒事務所協会】サポート体制の試行概要説明と要請 《事務所協会内部で課題等整理し、受託に向けた協議》
5月30日	【事務所協会⇔国】課題等提示と国見解の整理
6月 5日	【事務所協会⇔県】引き受ける旨の連絡(電話)
7月11日	【国⇒県・事務所協会】契約書(案)の提示 《契約書案の課題整理中》
...	
8月 7日	本日 事例紹介

建築士サポート体制の必要性に対する 事務所協会の見解 (5月30日時点)



建築基準法等改正に伴い4号特例が縮小され、構造計算の必要な規模の拡大と共に省エネ基準の義務化による新たな対応が求められることから、**不慣れな建築士のためにサポート体制の立ち上げは必要。**

構造関係	省エネ関係
①500㎡超の建築物の設計を行っている意匠主体の事務所は構造を外注しサポート不要	①住宅など300㎡未満の設計を行っている事務所は新たな対応が迫られるので サポートが必要
②特例の木造500㎡以下の小規模な建築物を設計している事務所は300㎡超の構造計算書の提出は初めての経験になるため サポートが必要	②モデル住宅法、モデル建物法、簡易計算、詳細計算は、計算外が用意されているが省エネ適判が必要なため、適判の必要がない仕様基準の利用が多いことが想定され、混乱の要因となると思われるので、重点的な サポートが必要
③特例の木造300㎡以下の木造建築物については、仕様規定によるチェック方法等の サポートが必要	

建築士サポート体制に対する 事務所協会の課題 (5月30日時点)



項目	内容
①確認申請図書等のチェック(適否チェック)	⇒構造等関連図書を含めた確認申請図書に誤りがないか等、指摘する行為は、 建築主事、確認検査機関の業務 。責任を伴う行為は対応できない。
②サポート員を経由することへの混乱	余分な時間がかかり、逆に混乱を増す原因になりかねない。図書が 完成しているのであれば直接建築主事、確認検査機関に提出 する方が良い。
③個人情報の取り扱い	⇒確認申請図書等には、建築主の 個人情報や秘密保持対象 の内容が含まれるため、整理が必要
④サポート体制への支援	⇒ サポートの平準化と円滑な運営支援 が必要 ・サポート員向けマニュアル作成 ・県への連携、相談窓口設置
⑤報酬の取り扱い	⇒ 開設者をサポート員に指名 することとなるが、所属建築士を指名した場合の取り扱い等整理が必要

事務所協会が想定する、対応可能な サポート員の業務



構造関係	省エネ関係
<ul style="list-style-type: none">①構造関連添付図書の種類及び記載方法②仕様規定によるチェック方法及び記載方法	<ul style="list-style-type: none">①省エネ関連添付図書の種類及び記載方法②仕様基準によるチェック方法及び記載方法③省エネ計算の種類と特徴④省エネ計算ソフトのダウンロード先の紹介

建築士サポート体制に対する 国交省の見解(5月30日時点)



項目	国交省の見解(要約)
①確認申請図書等のチェック(適否チェック)	⇒適否のチェックではない。 図書や記載に不備がないかなどを助言 。責任を負わない旨を明確にすべき。
②サポート員を経由することへの混乱	⇒特定行政庁の負担等を軽減など、県の意向を確認する必要がある。
③個人情報の取り扱い	⇒ サポート員との契約 において、守秘義務や個別の営業行為の禁止など 条件を付す 必要がある。
④サポート体制への支援	⇒ 試行段階では 地域によりやり方が異なるため、サポート員に特化した マニュアル作成の予定はない
⑤報酬の取り扱い	⇒ サポート員の指名の対象範囲に制約は設けない 。団体外、県外の方、行政職員、確認検査員でも可
⑥サポート員の業務	基本的には、そのような業務内容 。構造や省エネと関係ない規定の助言、構造や省エネに関する具体的な設計提案などは、サポートの範囲を超えている

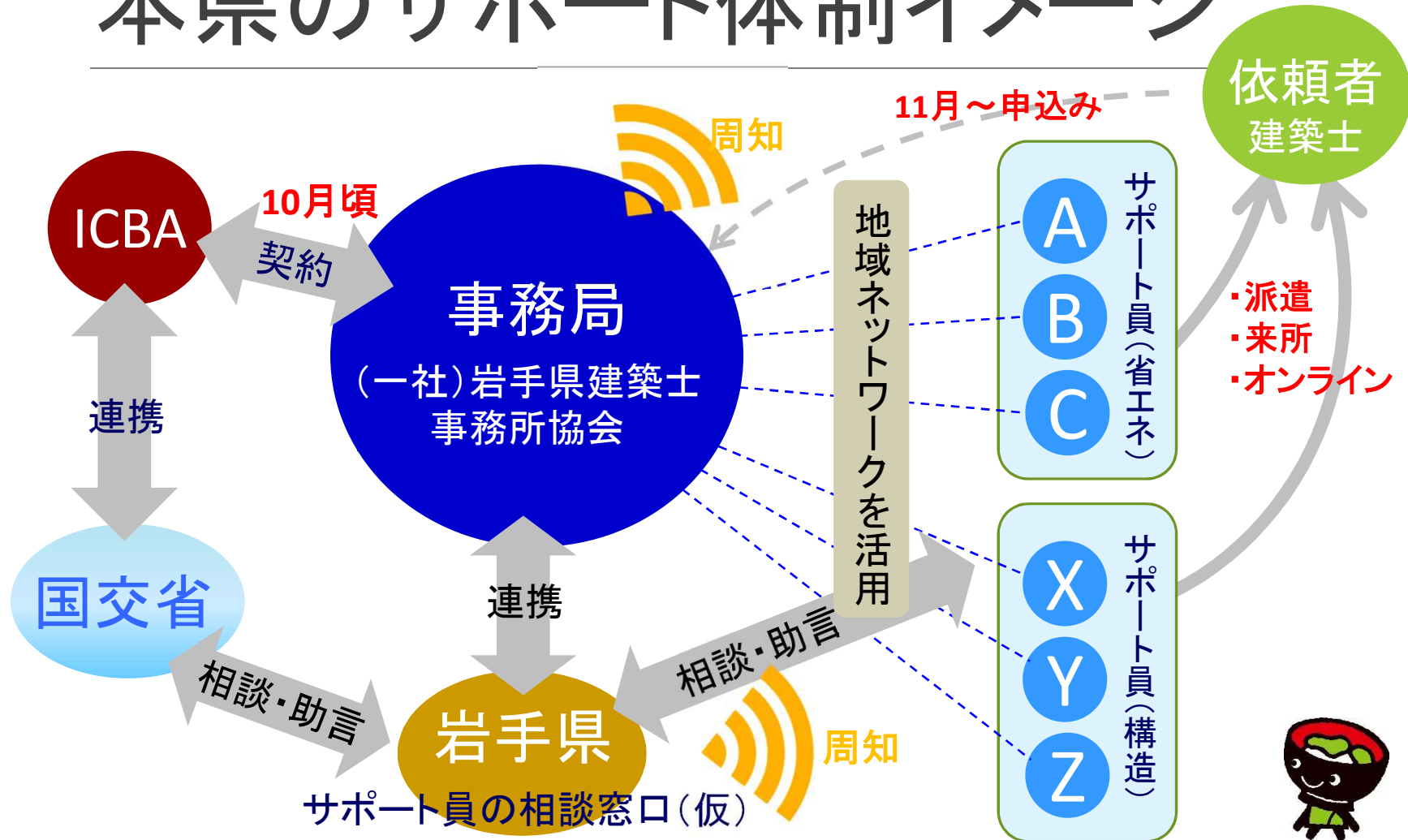
建築士サポート体制に対する 県の対応 (5月30日時点)



項目	内容
サポート員向けマニュアル整備	⇒国交省が提供する、建築士向け改正法に関するマニュアルをもとに 独自で整備
相談窓口の設置	⇒法の解釈や運用に乖離が生じないようにサポート員への相談体制整備、実施主体(事務局)とも連携 円滑な運営のため支援のための相談窓口を設置

日付	内容
6月 5日	【事務所協会⇔県】引き受ける旨の連絡(電話)
7月11日	【国⇒県・事務所協会】契約書(案)の提示
	《契約書案の課題整理中》

本県のサポート体制イメージ



独自の取組 (岩手県地域型復興住宅推進協議会)



令和5年度岩手県省エネ技術普及促進支援セミナー(案)

県内の建築士等の省エネ技術の向上を図ることを目的として、木造住宅市場基盤の強化、省エネの推進、グリーン化事業の推進等を行っている岩手県地域型復興住宅推進協議会の事務局である一般社団法人岩手県建築士事務所協会と協同で、省エネ技術普及促進支援セミナーを開催。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
第1回(中級) 仕様基準と事例	▶▶▶	(開催)					
第2回(初級) 省エネと健康	▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶	(開催)			
第3回(上級) 断熱施工研修		▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶	(開催)		
第4回(初級) 断熱窓等の効果				▶▶▶	▶▶▶	(開催)	
第5回(中級) 仕様基準と事例					▶▶▶	▶▶▶	(開催)

▶▶▶:周知・準備 (開催):セミナー開催・アンケート実施

構成団体

- (一社)岩手県建築士事務所協会
- (一財)岩手県建築住宅センター
- (一社)岩手県建築士会
- (公財)日本建築家協会岩手地域会
- (一社)岩手県建設業協会
- 岩手県建設労働組合連合会
- 岩手県中小建築業協会
- 岩手県木材産業協同組合
- 岩手県森林組合連合会
- 岩手県建設資材連合会
- (一社)岩手県宅地建物取引業協会
- 【県】**
- 岩手県県土整備部建築住宅課
- 岩手県農林水産部森林保全課

ご清聴いただき、ありがとうございます。

